

妙高市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和5年6月29日

妙高市監査委員 太田正之

妙高市監査委員 植木 茂

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 **【公の施設の指定管理者】**
株式会社リビングギャラリー、建設課
令和3年度 朝日町住宅の指定管理に関する事務
※所管課の事務を含む
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和5年3月1日 ～ 令和5年6月29日
- 6 監査の日程
(1) 書類審査 令和5年3月24日～令和5年4月26日
(2) 事情聴取 令和5年5月30日
- 7 監査の結果
公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

【 妙高市特定公共賃貸住宅「朝日町住宅」 】

①指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。

②指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・朝日町住宅の事業として市が定める事業に関する業務
- ・朝日町住宅の維持及び修繕に関する業務
- ・その他市が必要と認める業務

③施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市朝日町1丁目9番5号
建物概要	構 造 ・鉄筋コンクリート造 地下1階地上8階建て
施設概要	住居30戸 ・2LDK (64.86㎡) : 15戸 ・3LDK (84.16㎡) : 15戸 駐車場66区画 ・屋根付き (地下駐車場) : 36台 ・屋根なし (屋外駐車場) : 30台

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市特定公共賃貸住宅朝日町住宅の管理に関する基本協定書」より転記